

平成17年(ワ)第87号 遺伝子組換えイネ野外実験栽培差止め等請求事件  
 原告 山田 稔 ほか14名  
 被告(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構

証拠説明書(2)

2006年2月22日

新潟地方裁判所高田支部民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 柳原 敏夫

書証(甲57~69) 注: 疎甲・疎乙 は本実験の仮処分事件の書証番号である。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
57	中公新書「細菌の逆襲」(第9版抜粋)	写 1996.11.30	吉川昌之助	<p>抗菌剤への過信と濫用が多きの耐性菌を生んで、医療現場等に深刻な影響を与えている事実。</p> <p>抗菌剤耐性菌が発生し、これが伝播する機序から、現在の抗菌剤で耐性の出現しないものは存在せず、理論的にも耐性が出現しないことはありえないとされていること。</p> <p>抗菌剤への過信と無批判な濫用が、医師にも患者にも、細菌感染症の恐ろしさをすっかり忘れさせてしまっている事実。</p>	
58	報告書	原 2005.9.13	産業技術総合研究所 生物機能工学研究部門 主任研究員 金川貴博	本野外実験について、国の承認を得るために債務者が作成・申請した第一種使用規程承認申請書(疎甲21)中に、最も重要で基本的な点について虚偽の記載があること。	疎甲115と同じ。以下、同様。
59	新潟日報特集記事「波紋広がる屋外栽培実験」	写 2005.6.16	生井兵治外	現時点では安全性や環境に与える影響に関する基礎的研究が乏しすぎることを。	同28
60				欠番	

6 1	EUカルタヘナ法 (抜粋)	写	2003.7.15		適用にあたって、予防原則を考慮する旨を明記。 保護すべき生物の範囲が「すべての生物」であり、栽培植物を除外していないこと。	同75 訳文添付
6 2	カルタヘナ法の解説 (抜粋)	写		環境省	日本のカルタヘナ法で保護する生物は、野生生物のみで、栽培植物や飼育動物を除外している事実。	同67
6 3	イネ「あいちのかおりSBL」の紹介	写			従来の品種改良でいもち病と日葉枯病(さらに縞葉枯病)に強いイネ「あいちのかおりSBL」が存在すること。	同36
6 4	統計資料 イネのいもち病の被害量及び被害率	写		農水省	いもち病による被害率が平成13～15年の3年間の平均で1.8%にすぎない事実。	同37
6 5	「最高裁の決定を知って」と題する書面	原	2006.1.21	東京大学海洋研究所教授 木暮一啓	本野外実験の仮処分事件に対する最高裁決定を読み、わが国の裁判制度に対する深い憂慮の念を表明した感想。	
6 6	陳述書	原	2005.12.19	原告 加藤登紀子	本裁判の原告に参加した動機・理由	
6 7	陳述書	原	2006.2.2	原告 佐藤ふじ枝	同上	
6 8	意見書	原	2006.2.2	原告 山下惣一	同上	
6 9	電子メール	写	2005.9.26	ロシア科学アカデミー高次機能・神経行動学研究所所属の生物学博士 Irina Ermakova	本野外実験においてディフェンシオン耐性菌が出現する可能性があり、その重大な危険性を警告した金川貴博博士(甲4、16、19、20の作成者)の見解に賛同し、被告がこの問題に注意を払わずに本野外実験を実施していることに強い警告を表明。	訳文添付

以上